

	1.個人が新築した家屋	2.個人が取得した建築後未使用の家屋	3.個人が取得した建築後使用されたことのある家屋	4.個人が取得した建築後使用されたことのある家屋で増改築等工事がされたもの
(1) 建築確認済証または検査済証(写し)	○	○		
(2) 登記事項証明書(写し)	○	○	○	○
(3) 登記完了証(写し)	○ (2)から(4) のいずれか	○ (2)から(4) のいずれか		
(4) 登記完了証(電子申請)(写し)(注1)				
(5) 住民票(写し)	○	○	○	○
(6) 申立書【原本】	○(注2)	○(注2)	○(注2)	○(注2)
(7) 所有権譲渡証明または登記原因証明情報(写し)		○(注3)	○(注3)	○(注3)
(8) 家屋未使用証明書【原本】		○		
(9) 長期優良住宅認定通知書(写し)	○(注4)	○(注4)		
(10) 低炭素住宅認定通知書(写し)	○(注5)	○(注5)		
(11) 耐震基準適合証明書【原本】			○(注6) (11)から(13) のいずれか	
(12) 住宅性能評価書(写し)				
(13) 保険付保証明書(写し)				○(注7)
(14) 増改築等工事証明書【原本】				○

注1 オンライン申請システムから登記官の印の無い登記完了証を取得した場合は、登記完了証が原本の写しに相違ない旨の文言が付され、かつ、表題登記申請を行った土地家屋調査士の押印のあるものであれば、添付書類として認められます。

注2 住民票の異動手続きをしていない場合は必要となります。また、現在お住まいの家屋の処分方法を明らかにする書類等の添付も必要とします。

注3 所有権移転年月日が明記されている書類が必要となります。また、取得の原因が「競落」である場合、(7)の書類の代わりに「代金納付期限通知書」の写しを添付してください。

注4 認定長期優良住宅の場合は必要となります。また、変更の認定を受けている場合は、変更認定通知書の写しも必要となります。

注5 認定低炭素住宅の場合は必要となります。また、変更の認定を受けている場合は、変更認定通知書の写しも必要となります。

注6 当該家屋が昭和56年12月31日以前に建築されたものである場合は、地震に対する安全性を証明する書類として、(11)、(12)または(13)のいずれかが必要となります。

注7 給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分にかかる工事に要した費用が50万円を超える場合に必要となります。